

第27回成田市農業委員会総会議事録

令和4年9月12日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和4年9月12日(月)
午後1時30分から午後2時46分

2. 開催場所 市役所6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 17名

議長 檜垣金一

1番 諏訪恵昨 10番 石井孝和

2番 山倉正義 11番 泉水厚子

3番 矢崎光二 12番 藤崎茂雄

4番 大竹卓 13番 森川光江

5番 湯浅恵介 15番 秋山皓一

6番 諏訪和恵 17番 菅澤茂

7番 木村知子 18番 藤崎明

8番 北崎悦夫

9番 秋間伸一

5. 欠席委員 14番 小川繁 16番 石原満

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 令和4年度第7次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	井上裕二
農地係長	鎌形清人
振興係長	櫻井哲
主査	高木信一
主査	宮内孝史

8. 傍聴人

なし

○議長 ただ今の出席委員は、17名です。

欠席委員は、14番 小川委員、16番 石原委員です。

定足数に達しておりますので、ただ今から第27回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、8月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により議長において18番 藤崎明 委員、1番 諏訪 恵昨 委員の両名を指名いたします。また、書記に櫻井振興 係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 令和4年度第7次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案4件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

6件の申請がございました。

①売買でございます。2件の申請がございました。

1番、川上にお住まいの譲受人が、山武市にお住まいの譲渡人が所有する、川上の畑1筆、991㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自作地に隣接し、耕作に便利のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「遠隔地で耕作に不便のため」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、伊能にお住まいの譲受人が、同じく伊能にお住まいの譲渡人が所有する、伊能の畑1筆、929㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相手方の要望による」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

続きまして、議案集4ページでございます。

②贈与でございます。4件の申請がございました。

1番、不動ヶ岡にお住まいの受贈者が、同じく不動ヶ岡にお住まいの贈与者が所有する不動ヶ岡の田及び畑7筆、合計7,899㎡の、贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「母より贈与を受ける」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「子に贈与する」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

なお、本案件は、先週、9月6日に開催されました第2小委員会におきまして、新規就農に係る面接を行っていただいた案件でございます。

続きまして2番、香取市にお住まいの受贈者が、大沼にお住まいの贈与者が所有する大沼の畑2筆、合計467㎡の、贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「知人より贈与を受ける」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「知人に贈与する」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

3番、西大須賀にお住まいの受贈者が、同じく西大須賀にお住まいの贈与者が所有する西大須賀の田1筆、483㎡の、贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「母より贈与を受ける」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「長男に贈与する」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

4番、吉岡にお住まいの受贈者が、茨城県古河市にお住まいの贈与者が所有する吉岡の畑1筆、1,307㎡の、贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「遠隔地で耕作に不便なため」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

以上で、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、農地法第3条①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 農地法第3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑1筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

農地法第3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

以上でございます。

○議長 続きまして、農地法第3条①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 去る9月6日、午後1時から、市役所中会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。農業委員5名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は、公設地方卸売市場の南東、市道川上新田線を西に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第3条①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の1番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

次に、農地法第3条①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、大須賀運動施設の南西、市道馬場先引地線の南側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条①売買の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。

次に、農地法第3条②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 農地法第3条②贈与の1番につきましては、許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、今回取得することにより要件を満たすと思われまます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、田4筆及び畑3筆を受贈し、水稻及びじゃがいもを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。

農地法第3条②贈与の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、贈与の2番は、畑2筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者です。

農地法第3条②贈与の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用し

て耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の地域との調和要件ですが、同一世帯のため該当ありません。

以上のことから贈与の3番は、農地法第3条第2項の各号の不許可には当てはまらないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。

農地法第3条②贈与の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、贈与の4番は、畑1筆を取得し、甘藷及びネギを作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きます。農地法第3条②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の1番につきましては、申請地は、不動ヶ岡中弘区の北東及び南西、市道不動ヶ岡論田線の北側に隣接する農地で、現況は田及び畑として耕作され管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条②贈与の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。

続きまして、農地法第3条②贈与の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の2番につきましては、申請地は、官林公民館の南西、市道大沼4号線を南に入った農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条②贈与の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条②贈与の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の2番は可決されました。

続きまして、農地法第3条②贈与の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の3番につきましては、申請地は、西大須賀共同利用施設の北東、市道西大須賀四谷線の南に入った農地で、現況は田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条②贈与の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条②贈与の3番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の3番は可決されました。

続きまして、農地法第3条②贈与の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の4番につきましては、申請地は、大栄パーキングエリアの北西、市道吉岡15号線の西側に隣接する農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、農地法第3条②贈与の4番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第3条②贈与の4番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の4番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集6ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で12件の申請がございました。

①売買でございます。新規の許可申請が3件、許可後の計画変更承認が1件、合計4件の申請がございました。

1番、高にお住まいの譲受人が、同じく高にお住まいの譲渡人が所有する、高の畑

3筆、合計715㎡を売買により取得し、「車両置場用地」として転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料7ページに案内図、8ページに公図の写しがございます。

続きまして2番、滑川にお住まいの譲受人が、台方にお住まいの譲渡人が所有する、台方の畑2筆、合計510㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

次に、3番及び次ページの許可後の計画変更承認（承継）の4番は、同一人による同一の事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

事業の承継人である松戸市の法人が、当初事業計画人である東京都台東区の法人が計画した事務所及び駐車場の事業計画を承継し、譲渡人が所有する、新田の畑3筆、合計496㎡を売買により取得したうえで、改めて「駐車場用地」として転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料の11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます。

続きまして、②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、大竹にお住まいの受贈者が、松崎にお住まいの贈与者が所有する松崎の田1筆、13㎡を受贈により、「宅地拡張用地」として転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます。

議案集8ページでございます。

③使用貸借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、借受人である大栄十余三の法人が、大栄十余三にお住まいの貸付人が所有する、大栄十余三の畑1筆の一部、4,849㎡を借り受け、「養豚場用地」として転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます。

2番、吉岡にお住まいの借受人が、同じく吉岡にお住まいの貸付人が所有する、吉岡の畑1筆、498㎡を借り受け、「専用住宅用地」として転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料17ページに案内図、18ページに公図の写しがございます。

続きまして、④賃借権の設定でございます。5件の申請がございました。

1番から5番まで同一の賃借人による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

賃借人である香取郡多古町の法人が、1番は、賃貸人である古込の法人が所有する、

大室の畑1筆の一部、286㎡に賃借権を設定し、「水資源機構発注工事に伴う機械設置の為の進入路用地」として、2番は、賃貸人である同じく古込の法人が所有する、大室の畑5筆の一部、合計1,293㎡に賃借権を設定し、「水資源機構発注工事に伴う機械設置の為のヤード用地」として、3番は、大室にお住まいの賃貸人が所有する、大室の畑1筆の一部、21㎡に賃借権を設定し、「水資源機構発注工事に伴う機械設置の為のヤード用地」として、4番は、富里市にお住まいの賃貸人が所有する、大室の畑3筆の一部、合計47.98㎡に賃借権を設定し、「水資源機構発注工事に伴う機械設置の為のヤード用地」として、5番は、新駒井野及び茨城県稲敷市にお住まいの賃貸人が所有する、大室の畑2筆、合計17.18㎡に賃借権を設定し、「水資源機構発注工事に伴う機械設置の為のヤード用地」として、それぞれ、令和5年3月14日まで一時転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料19ページ及び21ページが案内図、20ページ及び22ページが公図の写しでございます。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条①売買の1番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条①売買の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、譲受人が平成30年に開業した自動車整備事業で使用する車両置場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年10月1日着手、令和4年10月10日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、715平方メートルの敷地に、修理車両や代車などの置場として使用する計画で、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、事業区域内の自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風

等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第4条の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は、つづじヶ丘コミュニティセンターの北、市道高村中旧県道線の南側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、短い草が生えておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第4条の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条①売買の2番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可日以降着手、許可日以降6ヶ月で完了の予定です。

計画面積の妥当性については、申請面積510平方メートル、建築有効面積484平方メートルの敷地に、建築面積約72平方メートルの母屋及び約40平方メートルの離れを設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積とな

っております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸透枿を設置し、オーバーフロー分を市道側溝へ放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条①売買の2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の2番につきましては、申請地は、台方公民館の南東、国道464号を南に入った農地で、現況は耕作されておらず、短い草が生えておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

続きまして、農地法第5条①売買の3番及び許可後の計画変更承認の4番については、同一事業者による同一の事業であり関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条①売買の3番と許可後の計画変更承認、承継の4番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、近接するペットホテルの顧客及び補充する従業員用の駐車場、普通車16台分の用地です。

資力及び信用について、申請に係る農地は、譲渡人である当初事業計画人が、平成29年にペットホテルの事務所及び駐車場用地として許可を受けて工事着手し、整地

工事まで完了していましたが、新型コロナウイルスの影響による経営状況の悪化により計画を断念し、ペットホテル事業を承継するもので、事業費に対する残高証明書等が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年10月10日着手、令和4年12月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、駐車場への転用は、普通車1台当たり25から30平方メートルという面積基準があります。1台当たりの面積はおおむね面積基準であり妥当な計画です。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、事業区域内の自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条①売買の3番及び許可後の計画変更承認4番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の3番及び許可後の計画変更承認の4番につきましては、申請地は、公設地方卸売市場の東、市道水の上新田線を東に入った農地で、現況は整地まで行われ、碎石敷きされた状態でした。

審査の中で、委員より「ペットホテルとの位置関係は」との問いがあり「申請地から南東へ10メートルぐらいでペットホテルの敷地になります。」とのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条①売買の3番及び許可後の計画変更承認4番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の3番及び許可後の計画変更承認4番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、農地法第5条①売買の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の3番は可決されました。続きまして、農地法第5条①売買の許可後の計画変更承認の4番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の許可後の計画変更承認の4番は可決されました。

次に、農地法第5条②贈与の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条②贈与の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、宅地拡張用地です。

資力及び信用について、申請に係る農地は、本来許可を得た後に造成すべきところ、許可を得ずに造成し、住宅として転用したことを深く反省しております。今後は法令等を順守し、二度とこのようなことがないように十分注意する旨の始末書が添付されています。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、雨水浸透柵を設置し、事業区域内の自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条②贈与の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②贈与の1番につきましては、申請地は、松崎保育園の北、県道成田安食線の北側に隣接する農地で、現況は既存の宅地と一体的に利用されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条②贈与の1番に関する、ご

意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②贈与の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条③使用貸借権の設定の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地ですが、令和3年9月9日広告により農業振興地域整備計画において、農業用施設用地として用途変更がなされ、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから、許可し得る農地に該当します。

転用目的は、農業用施設、養豚場用地です。

資力及び信用については、残高証明書等が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年11月16日着手、令和5年6月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、事業区域の周囲に土堰堤を設け、オンサイト貯留施設を設置するもの、及び隣接の所有山林に素掘り浸透槽を設置し、事業区域内において自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番につきましては、申

請地は、大栄十倉三三区構造改善センターの北東、市道高堀2号線を北に入った農地で、現況は耕作されておらず、更地のような状態でした。

審査の中で、委員より、「既存の建物らしきものがあるが、豚舎の新築にあたるのか、増築にあたるのか」との質問があり、事務局からは、「増築にあたります。」との説明がありました。また、別の委員から、「今回のケースは、農業用施設に該当する内容で相違ないか」との質問があり、事務局からは、今後建設予定の畜産関連施設3棟についての説明と、併せて農業用施設に該当する旨の回答がありました。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条③使用貸借権の設定の2番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、ネットバンクの融資見込み案内書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年10月1日着手、令和5年3月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、道路法につきましては、道路工事施行承認申請書が近日中に提出される予定です。

計画面積の妥当性については、498平方メートルの敷地に、建築面積約105平方メートルの専用住宅及び建築面積約8平方メートルのカーポートを設ける計画であ

り、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、事業区域内に雨水浸透柵を設置し、オーバーフローを既設の雨水管へ放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は、大栄パーキングエリアの北、市道吉岡14号線の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、短い草が生えておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、農地法第5条④賃借権の設定の1番から5番については、同一の賃借人による同一事業であり関連がございますので、一括して審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 農地法第5条④賃借権の設定の1番から5番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時

的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、水資源機構発注工事に伴う機械設置のための進入路用地及びヤード用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年10月1日着手、令和5年3月14日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。

なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条④賃借権の設定の1番から5番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条④賃借権の設定の1番から5番につきましては、申請地の1番は、小泉共同利用施設の北東、県道久住停車場十余三線を北に入った農地で、現況は耕作されておらず、草が生い茂っておりました。

申請地の2番から5番は、竜面共同利用施設の北西、市道大室竜面線を北に入った農地で、現況は概ね畑として耕作されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条④賃借権の設定の1番から5番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条④賃借権の設定の1番から5番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、農地法第5条④賃借権の設定の1番について、小委員長報告のとおり、

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条④賃借権の設定の2番について採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④賃借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、農地法第5条④賃借権の設定の3番について採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④賃借権の設定の3番は可決されました。

続きまして、農地法第5条④賃借権の設定の4番について採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④賃借権の設定の4番は可決されました。

続きまして、農地法第5条④賃借権の設定の5番について採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④賃借権の設定の5番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集11ページをお開き願います。

議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、でございます。3件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記手続きに際しましては、農地法による許可書に基づいた転用事実確認証明書を添付しなければ地目変更をすることはできません。今回の申請は農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過し、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分を受けていない土地について、農地法の規定に基づく許可を要しない旨の千葉県知事等の証明を受けようとするものでございます。

1番、十余三にお住まいの申請人が、十余三の畑2筆、合計591㎡を、「平成11年から専用住宅用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。証明願には、20年以上前に撮影（平成13年10月2日撮影）された航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。資料につきましては、総会資料の23ページに案内図、24ページに公図の写しがございます。

2番、大室にお住まいの申請人が、大室の畑1筆、1,044㎡を、「平成12年以前から農家住宅及び作業場(さぎょうば)用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。証明願には、20年以上前に撮影（平成13年10月2日撮影）された航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。総会資料25ページに案内図、26ページに公図の写しがございます。

3番、大清水にお住まいの申請人が、大清水の畑1筆、439㎡を、「平成13年以前から農家住宅拡張用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。証明願には、20年以上前に撮影（平成13年10月3日撮影）された航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。総会資料の27ページに案内図、28ページに公図の写しがございます。

なお、この証明は、千葉県農地転用関係事務指針に基づくものであり、証明の主な目的としましては、本来は、農地法に基づく農地転用許可が必要であるにもかかわらず、許可を受けずに不動産登記法の手続きのみで地目変更がなされることを抑制するため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待するものであって、不動産登記法による登記手続の運用を妨げるものではないとされております。

以上で議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 次に、議案第3号の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法の規定に基づく、許可を要しない土地の証明願の1番につきましては、申請地は、市民農園の西、市道十余三瓜生地内線の西側に隣接する農地で、既に宅地として使用されておりました。

特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号の1番は可決されました。

続いて議案第3号の2番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法の規定に基づく、許可を要しない土地の証明願の2番につきましては、申請地は、特別養護老人ホーム成田苑の北西、市道芝昭栄線を西に入った農地で、既に宅地として使用されておりました。

特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号の2番は可決されました。

続いて議案第3号の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法の規定に基づく、許可を要しない土地の証明願の3番につきましては、申請地は、遠山公民館の北、県道成田松尾線を南に入った農地で、

既に宅地として使用されておりました。

特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号の3番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号の3番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 続きまして、議案第4号、令和4年度第7次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集12ページをお開き願います。

議案第4号、令和4年度第7次農用地利用集積計画の決定について、でございます。

成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、13ページ記載のとおり、令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、14ページから16ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、17ページから23ページをご覧ください。

それでは、14ページでございます。

1. 利用権設定、すべて賃借権でございます。

契約期間3年のものが、2, 888㎡、畑1筆1件で、詳細は17ページの1番でございます。内訳につきましては、すべて再設定でございます。

議案集15ページをお開き願います。

2-1. 集積計画一括方式による利用権設定、すべて賃借権でございます。

契約期間10年のものが、23, 702㎡、田12筆6件で13, 330㎡、畑は4筆4件、10, 372㎡、詳細は18ページの1番から19ページの10番でございます。内訳につきましては、新規設定が契約面積1, 809㎡、田1筆1件、303㎡、畑2筆2件、1, 506㎡、再設定が契約面積21, 893㎡、田11筆5件、13, 027㎡、畑は2筆2件、8, 866㎡でございます。

続きまして、2-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集20ページから21ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明しました、2-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

続きまして16ページ、3. 所有権移転でございます。2件ございました。詳細につきましては、議案集22ページ及び23ページに記載がございますので、そちらでご説明いたします。

議案集22ページでございます。

1番、荒海にお住まいの譲受人が、東和田にお住まいの譲渡人が所有する、芦田の田4筆、合計4,832㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。

移転時期は、令和4年11月15日でございます。本件は、利用権設定に基づく賃貸借契約により、譲受人が賃借して耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものです。

続きまして、議案集23ページをお開きください。

2番、船形にお住まいの譲受人が、北須賀にお住まいの譲渡人が所有する、船形及び北須賀の田6筆、合計9,154㎡を、成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。

移転時期は令和4年11月15日でございます。本件につきましても、1番と同じく利用権設定に基づく賃貸借契約により、譲受人が賃借して耕作していたものであり、この度、所有権移転に結びついたものでございます。

以上で議案第4号、令和4年度第7次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第4号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第4号、令和4年度第7次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和4年度第7次農用地利用

集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集24ページをお開きください。

報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

議案集25ページでございます。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。7件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集28ページでございます。

②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出でございます。

1件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集29ページをお開きください。

③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出でございます。

6件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集31ページをお開きください。

④転用事実確認証明でございます。5条で2件の証明願がございました。

この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを

確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでしたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第1号、専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集32ページをお開きください。

報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。11件の通知がございました。借入人及び貸入人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集36ページをお開きください。

報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。

1件の届出がございました。

①農地法施行規則第53条第11号の規定による届出として、電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置の届出でございます。

経年劣化に伴う鉄塔の建替及び送電線張替工事用地に係る届出であり、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集37ページをお開きください。

報告第4号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局成田出張所より6件、②成田市から1件、合計7件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第4号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第27回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時46分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年9月12日

議事録署名人
